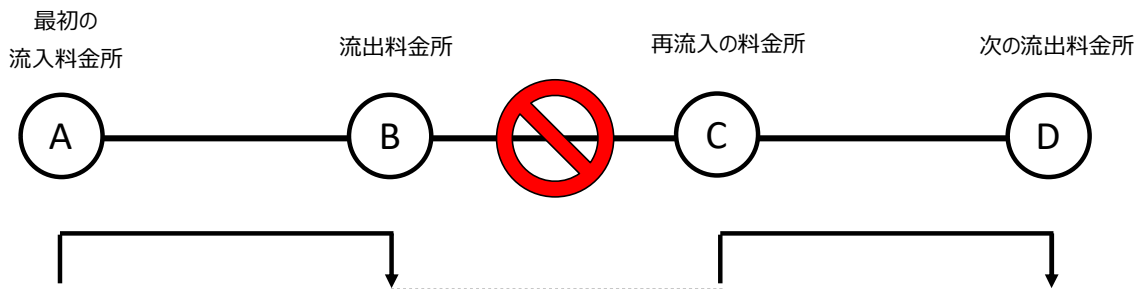


(参考)通行止めに伴う料金調整について

通行止めにより一旦高速道路を流出した場合には、最初の通行と再度乗り継いだ通行の料金の合計額が直通の通行料金よりも割高になってしまう場合があります。

このような場合、以下の計算式により料金調整を行っております。

料金調整計算式(D料金所の料金): ADの料金 - (BDの料金 - CDの料金) - ABの料金



(走行例) 普通車 現金車

E1名神高速道路 八日市IC(A料金所)から流入、竜王IC(B料金所)で通行止めにより一旦流出、一般道路を経由して、再度E1名神高速道路 栗東湖南IC(C料金所)から流入、京都東IC(D料金所)を流出した場合

	竜王ICでの収受金額	京都東ICでの収受金額	合計金額
正しい処理(乗継証明書を発行)	510円	590円	1,100円
今回の処理(乗継証明書を未発行)	510円	750円	1,260円
差額(円)	0円	160円	160円